

松戸市農業委員会総会議事録

令和 5 年 4 月 7 日

令和5年松戸市農業委員会4月総会議事録

松戸市農業委員会会長椿 唯司は令和5年4月7日午後3時00分松戸市農業委員会総会を松戸市役所新館7階大会議室に招集した。

1. 出席委員

1番	加藤一郎	2番	加藤正芳
3番	齋藤香	5番	山室一美
6番	山口輝雄	7番	岩佐忠夫
9番	鈴木榮一	10番	渡邊洋子
11番	湯浅孝一	12番	杉浦昌平
13番	松戸英樹	14番	杉浦勇司
15番	渡邊慶弘		
明・矢切区域	戸張嘉宣	東部区域	湯浅雅之
常盤平・五香区域	小暮俊	常盤平・五香区域	山崎唯司
馬橋・小金区域	横山定勝	馬橋・小金区域	湯浅清

1. 欠席委員

8番 椿 唯司
明・矢切区域 平川正俊

1. 関係課出席職員 農政課

課長	田嶋和彦	主幹	加藤亜希子
主任主事	榎本稔	主任主事	南貴文

1. 事務局出席職員

事務局長	加藤広之	事務局長補佐	榊孝弘
主幹兼係長	武井博子	係長	落合利彦

開会 午後 3時00分

議長 定刻となりましたので、ただいまより令和5年4月総会を開催いたします。

本来であれば会長が議長を務めるところでございますが、本日、所用により会長が欠席されますので、松戸市農業委員会会議規則第5条の規定により、私、山口が議長を務めさせていただきます。

議事に入る前に、本日開催の農業委員会総会を傍聴したいとの申出があり、松戸市農業委員会会議規則第16条により許可しますので、事務局、傍聴人の入室をお願いいたします。しばらくお待ちください。

(傍聴人入室)

議長 傍聴される方に申し上げます。

松戸市農業委員会会議規則第16条の規定により、傍聴に当たっての注意事項を守ってくださいようお願いいたします。

本日の出席委員は、農業委員が13名、推進委員が6名でございます。したがって、松戸市農業委員会会議規則第7条の規定により、会議が成立しております。

◎議事録署名委員の選任

議長 議案提出の前に、松戸市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、議事録署名委員を指名いたします。

議席番号3番、齋藤香委員、議席番号5番、山室一美委員の両名を指名いたします。よろしくをお願いいたします。

◎議案の提出

議長 早速議事に入ります。

本日の議案は第1号から第4号となっております。

なお、報告事項については第1号から第7号までとなっておりますので、審議終了後、事務局より報告願います。

◎議案第1号

議長 それでは、議案第1号 農用地利用集積計画についての1番を議題といたします。

それでは、利用計画について、農政課長よろしく申し上げます。

農政課長 農政課、田嶋です。よろしく申し上げます。

それでは、議案第1号 農用地利用集積計画につきましてご審議をお願いいたします。

当案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を策定するに当たり、本委員会の決定を求めるものでございます。

今回は、新規設定案件1件、それと再設定案件10件となります。

それでは、議案第1号1番をご説明いたします。お手元に配付しております議案書1ページの1番をご覧ください。申請地につきましては、ピンク色の冊子でお配りしている参考資料の1ページ、2ページをご覧ください。

当案件は新規設定案件で、対象農地は六実、現況地目は畑で面積3,967平方メートルでございます。利用権の種類は使用貸借権、期間は5年の設定でございます。

借受者の方は、ネギ、サツマイモを主体に栽培する計画です。

以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ただいま、農政課長より議案第1号の1番について内容の説明がございました。農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、山崎委員。

山崎推進委員 推進委員の山崎です。

農政課長の説明でよく分かりました。新規案件でありますけれども、借受者は農業を頑張っている方で、これからも一生懸命やっていただけだと思います。賛成したいと思います。よろしく申し上げます。

議長 ただいま、山崎委員より原案に賛成との意見がございました。

ほかに意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 ご意見がないようであります。

原案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

議長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第1号の1番につきましては、原案のとおり決定をいた

しました。

続いて、2番について、農政課長よろしく申し上げます。

農政課長 それでは、議案第1号2番をご説明いたします。議案書1ページの2番、参考資料の3ページ、4ページをご覧ください。

当案件は再設定案件で、対象農地は七右衛門新田、現況地目は田で面積は1,021平方メートルでございます。利用権の種類は使用貸借権、期間は5年の設定でございます。

借受者の方は、米を主体に栽培する計画です。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 ただいま、農政課長より議案第1号の2番について内容の説明がございました。農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、横山委員。

横山推進委員 推進委員の横山です。

ただいまの農政課長の説明でよく分かりました。この案件に関しましては再設定でございますので、賛成したいと思いますので、お願いします。

議長 ただいま、横山委員より原案に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 ご意見ないようであります。

原案に賛成の農業委員の皆さんは挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

議長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第1号の2番につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

続いて、3番について、農政課長よろしく申し上げます。

農政課長 議案第1号3番を説明いたします。議案書1ページの3番、参考資料の5ページ、6ページをご覧ください。

当案件は再設定案件で、対象農地は主水新田、現況地目は田、面積は1,152平方メートルでございます。利用権の種類は使用貸借権、期間5年の設定でございます。

借受者の方は、米を主体に栽培する計画です。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 ただいま、農政課長より議案第1号の3番について内容の説明がございました。農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、横山委員。

横山推進委員 推進委員の横山です。

農政課長の説明でよく分かりました。この案件に関しましては、再設定でございますので、賛成したいと思いますので、お願いします。

議 長 ただいま、横山委員より原案に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 ご意見がないようであります。

原案に賛成の農業委員の皆さんは挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第1号の3番につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

続いて、4番について、農政課長よろしくお願いします。

農政課長 議案第1号4番をご説明いたします。議案書1ページの4番、参考資料の7ページ、8ページをご覧ください。

当案件は再設定案件で、対象農地は五香西、現況地目は畑で面積は757平方メートルでございます。利用権の種類は使用貸借権、期間は5年の設定でございます。

借受者の方は、カブ、ニンジンを中心に栽培する計画です。

以上、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長 ただいま、農政課長より議案第1号の4番について内容の説明がございました。農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、山崎委員。

山崎推進委員 推進委員の山崎です。

農政課長の説明でよく分かりました。再設定案件でもあり、今後も適正な農地管理が行われると思いますので、賛成したいと思います。お諮り願います。

議 長 ただいま、山崎委員より原案に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 ご意見がないようであります。

原案に賛成の農業委員の皆さんは挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第1号の4番につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

続いて、5番について、農政課長よろしくをお願いします。

農政課長 議案第1号5番をご説明いたします。議案書1ページの5番、参考資料の9ページ、10ページをご覧ください。

当案件は再設定案件で、対象農地は五香西、現況地目は畑で面積は941平方メートルでございます。利用権の種類は賃借権、期間は5年の設定でございます。

借受者の方は、園芸療法として利用する計画です。

以上、ご審議のほどよろしくお願いたします。

議 長 ただいま、農政課長より議案第1号の5番について内容の説明がございました。農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、山崎委員。

山崎推進委員 推進委員の山崎です。

再設定案件でもあり、今後も農地管理が適正に行われると思っておりますので、賛成したいと思います。お諮り願います。

議 長 ただいま、山崎委員より原案に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 ご意見がないようであります。

原案に賛成の農業委員の皆さんは挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第1号の5番につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

続いて、6番について、農政課長よろしくをお願いします。

農政課長 議案第1号6番をご説明いたします。議案書2ページの6番、参考資料の11ページ、12ページをご覧ください。

当案件は再設定案件で、対象農地は大橋、現況地目は畑で面積は3,297平方メートルでございます。利用権の種類は賃借権、期間は5年の設定でございます。

借受者の方は、エダマメ、コマツナを主体に栽培する計画です。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 ただいま、農政課長より議案第1号の6番について内容の説明がございました。農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、松戸委員。

松戸委員 議席番号13番、松戸英樹です。

ただいまの農政課長の説明でよく分かりました。この案件に関しましては再設定でございますので、賛成したいと思いますので、お願いします。

議長 ただいま、松戸委員より原案に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 ご意見がないようであります。

原案に賛成の農業委員の皆さんは挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

議長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第1号の6番につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

続いて、7番について、農政課長よろしく申し上げます。

農政課長 議案第1号7番をご説明いたします。議案書2ページの7番、参考資料の13ページ、14ページをご覧ください。

当案件は再設定案件で、対象農地は中和倉、現況地目は畑で面積は4,452平方メートルでございます。利用権の種類は賃借権、期間は5年の設定でございます。

借受者の方は、エダマメ、ネギを主体に栽培する計画です。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 ただいま、農政課長より議案第1号の7番について内容の説明がございました。農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、杉浦昌平委員。

杉浦（昌）委員 議席番号12番、杉浦昌平です。

再設定の案件でありますけれども、借受者の方は大変熱心に取り組んでおられ、畑もきちんと管理されているというふうに向っております。私はこの案件に賛成をしたいと思います。よろしくをお願いします。

議 長 ただいま、杉浦昌平委員より原案に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長 ご意見がないようであります。

原案に賛成の農業委員の皆さんは挙手をお願いします。

（賛成者挙手全員）

議 長 はい、ありがとうございます。

それでは、全会一致と認め、議案第1号の7番につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

続いて、8番について、農政課長よろしくをお願いします。

農政課長 議案第1号8番をご説明いたします。議案書3ページの8番、参考資料の15ページから17ページをご覧ください。

当案件は再設定案件で、対象農地は上矢切、中矢切、現況地目は畑で面積は4,335平方メートルでございます。利用権の種類は使用貸借権、期間は5年の設定でございます。

借受者の方は、ネギ、キャベツを主体に栽培する計画です。

以上、ご審議のほどよろしくお願いたします。

議 長 ただいま、農政課長より議案第1号の8番について内容の説明がございました。農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、鈴木委員。

鈴木委員 議席番号9番、鈴木です。

ただいまの農政課長の説明でよく分かりました。賛成したいと思います。

議 長 ただいま、鈴木委員より原案に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長 ご意見ないようであります。

原案に賛成の農業委員の皆さんは挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第1号の8番につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

続いて、9番について、農政課長よろしくをお願いいたします。

農政課長 議案第1号9番をご説明いたします。議案書3ページの9番、参考資料の18ページ、19ページをご覧ください。

当案件は再設定案件で、対象農地は幸田、現況地目は畑で面積は998平方メートルでございます。利用権の種類は使用貸借権、期間は5年の設定でございます。

借受者の方は、ネギを主体に栽培する計画です。

以上、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長 ただいま、農政課長より議案第1号の9番について内容の説明がございました。農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、渡邊慶弘委員。

渡邊（慶）委員 議席番号15番、渡邊慶弘です。

ただいまの農政課長の説明でよく分かりました。賛成したいと思います。

議 長 ただいま、渡邊慶弘委員より原案に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 ご意見ないようであります。

原案に賛成の農業委員の皆さんは挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第1号の9番につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

続いて、10番について、農政課長よろしくお願ひします。

農政課長 議案第1号10番をご説明いたします。議案書3ページの10番、参考資料の20ページ、21ページをご覧ください。

当案件は再設定案件で、対象農地は幸田、現況地目は畑、面積は403平方メートルでござ

います。利用権の種類は使用貸借権、期間は5年の設定でございます。

借受者の方は、エダマメ、ホウレンソウを主体に栽培する計画です。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 ただいま、農政課長より議案第1号の10番について内容の説明がございました。農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

渡邊（慶）委員 はい。

はい、渡邊委員。

渡邊（慶）委員 議席番号15番、渡邊慶弘です。

農政課長の説明でよく分かりました。再設定案件ですので賛成したいと思います。よろしくをお願いします。

議長 ただいま、渡邊慶弘委員より原案に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長 ご意見ないようであります。

原案に賛成の農業委員の皆さんは挙手をお願いします。

（賛成者挙手全員）

議長 はい、ありがとうございます。

それでは、全会一致と認め、議案第1号の10番につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

続いて、11番について、農政課長よろしくをお願いします。

農政課長 議案第1号11番をご説明いたします。議案書4ページの11番、参考資料の22ページから24ページをご覧ください。

当案件は再設定案件で、対象農地は七右衛門新田、現況地目は畑で面積は2,413平方メートルでございます。利用権の種類は賃借権、期間は5年の設定でございます。

借受者の方は、エダマメ、ネギを主体に栽培する計画です。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 ただいま、農政課長より議案第1号の11番について内容の説明がございました。農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

議長 はい、横山委員。

横山推進委員 推進委員の横山です。

ただいま農政課長の説明でよく分かりました。この案件に関しましては、再設定でございますので、賛成したいと思いますので、お願いします。

議 長 ただいま、横山委員より原案に賛成との意見がございました。
ほかに意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 ご意見ないようであります。
原案に賛成の農業委員の皆さんは挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。
それでは、全会一致と認め、議案第1号の11番につきましては、原案のとおり決定をいたしました。
農政課長は公務のため、ここで退出いたします。
ありがとうございました。

(農政課長退席)

◎議案第2号

議 長 続いて、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についての1番を議題といたします。

第1審査会第1審査班座長より申請概要の説明と審査会における意見報告をお願いします。

第1審査会第1審査班座長 議席番号2番、加藤正芳です。

去る3月30日木曜日、議案第2号、3号の審査のため第1審査会第1審査班が招集され、審査会の座長を私が担当いたしましたので、ご報告します。

当日は、杉浦昌平農業委員、松戸英樹農業委員、齋藤香農業委員、私の4名により、現地調査の上、詳細に審議をいたしましたので、その概要及び審査会の審査結果についてご説明します。

なお、審査に当たり、申請理由等を再確認するため申請者及び関係人をお呼びし、聴取した内容を基に慎重なる審議を行ったものであることをご報告します。

それでは、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の1番についてご説明します。

議案書の5ページ、議案参考資料については、26ページから31ページになります。

申請地の位置については、議案参考資料の26ページのところでございます。

申請理由は、申請者は農業を営んでおりますが、高齢のため農地として管理ができなくなり、市内の中古車販売業者から車両置場として借りたいとの要望があったためです。

土地の選定理由は、出入りが2か所からでき、道路も比較的広く利用しやすいためです。議案参考資料の28ページをご覧ください。

施設の概要については、トラックなど7台を置く車両置場です。

整地については、砕石舗装とします。

排水については、雨水のみで自然浸透です。

被害防除については、北側と西側は単管パイプと砕石止め板で囲い、その他は既存ブロックを使用します。審査会においては、出入り口についてはトラックが出入りするため、砕石舗装のみでなく、トラックの車重に耐えられるような舗装方法を検討するよう伝え、理解を得ました。

費用については、全額自己資金で賄うとのことから、残高証明書を確認いたしました。

他法令については、該当する法律はございません。

農地区分については、申請地の農地からおおむね500メートル以内に住宅の用または事業の用に供する施設が連担している区域が存在していること及びその農地の広がり10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断しました。

以上、議案第2号の1番について説明いたしましたが、審査会では、現地調査、慎重審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断し、また、農地区分については第2種農地として認められることから、許可相当との意見決定を行いました。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長 ただいま、加藤正芳座長より申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は許可相当とのことでした。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、湯浅孝一委員。

湯浅（孝）委員 議席番号11番、湯浅孝一です。

座長の説明でよく分かりました。審査会意見に賛成したいと思います。

議 長 ただいま、湯浅孝一委員より審査会意見に賛成との意見がありました。

ほかにご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長 ご意見ないようであります。

審査会報告のとおり許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第2号の1番につきましては、許可相当との意見を付して県知事宛てに送付することに決定いたしました。

◎議案第3号

議 長 それでは、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についての1番を議題といたします。

第1審査会第1審査班座長より申請概要の説明と審査会における意見報告をお願いいたします。

第1審査会第1審査班座長 それでは、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の1番についてご説明いたします。

議案書の7ページ、議案参考資料については32ページから36ページになります。

申請地の位置については、議案参考資料の32ページのところでございます。

権利の形態は、売買に伴う所有権の移転です。

申請理由は、申請者は関東周辺で主に土木建設業を営んでいます。現在、申請地西側に土地を所有し、資材置場として使用しておりますが、従業員の駐車スペースが足りない状態であることから、申請地を取得し駐車場用地とするためです。

議案参考資料の34ページをご覧ください。

施設の概要については、車両5台を置く駐車場です。

整地については、砕石敷きとします。

排水については、雨水のみで自然浸透です。

被害防除については、東側は1.5メートルの単管パイプと50センチの砂利止め板を設置、北側と南側は1メートルの土留め板を設置します。

費用については、全額自己資金で賄うとのことから、残高証明書を確認いたしました。

他法令については、該当する法律はございません。

農地区分については、上水道管、ガス管の2種類が埋設された幅員4メートル以上の道路

の沿道の区域であり、おおむね500メートル以内に2か所以上の公共施設があることから、第3種農地と判断いたしました。

以上、議案第3号の1番について説明いたしましたが、審査会では、現地調査、慎重審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断し、また、農地区分については第3種農地として認められることから、許可相当との意見決定を行いました。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 ただいま、加藤正芳座長より申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。審査会意見は、許可相当とのことです。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、渡邊洋子委員。

渡邊（洋）委員 議席番号10番、渡邊洋子です。

ただいまの座長の説明でよく分かりましたので、審査会意見に賛成したいと思います。お諮りください。

議長 ただいま、渡邊洋子委員より審査会意見に賛成との意見がありました。ほかにご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長 ご意見ないようであります。

審査会報告のとおり、許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

（賛成者挙手全員）

議長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第3号の1番につきましては、許可相当との意見を付して県知事宛てに送付することに決定いたしました。

◎議案第4号

議長 続いて、議案第4号 令和5年度最適化活動の目標の設定等についてを議題といたします。

それでは、事務局より説明よろしくをお願いします。

事務局 では、説明させていただきます。

4月総会参考資料の38ページをご覧ください。

農業委員会等に関する法律の第6条2項の規定により、農業委員会が行うこととされている最適化活動について、農業委員会は毎年度目標を設定し、その翌年度に点検評価を行い、公表することとされております。

1番、農業委員会の状況の1、農業委員会の現在の体制についてですが、任期については、24期が7月までとなっております。農業委員数については14名、内訳については下記のとおりです。農地利用最適化推進委員については7名、4地区で活動していただいております。

次に、ページ中ほどの2、農家・農地等の概要をご覧ください。

総農家数・農業経営体数と基幹的農業従事者数については、農業センサスからの数字になります。認定農業者数については農政課から、基本構想水準到達者については認定農業者と農地銀行等の集積を勘案して算出しています。ページ下部、耕地面積については、令和3年度の耕地及び作付面積統計を基に691ヘクタールを算出しております。

39ページをご覧ください。

最適化活動の目標、最適化活動の成果目標（1）農地の集積、①現状及び課題についてですが、管内の農地面積は、前出の691ヘクタール、（B）のこれまでの集積面積は223ヘクタールで、これは認定農業者及び基本構想水準到達者への農地の集積面積となっております。集積率をご覧のとおりです。課題としては、昨年同様とさせていただきます。②目標についてですが、令和3年度を基準として、その3年後を目標年度に設定しています。新規集積面積の2ヘクタールは、過去3年間の平均で前月に議案で提出した指針に掲載したものととなります。

その下の（D）今年度末の集積面積225ヘクタールは、これまでの集積面積223ヘクタールに上の2ヘクタールを足したもので、右上の集積率は225ヘクタールを管内の農地面積で割ったものになります。（C）の農地面積につきましては、年間で7ヘクタールの市内の農地が減っているため684ヘクタールとなり、（D）の225ヘクタールを（C）の684ヘクタールで割ったものが、今年度末の集積率となります。

ページ中ほどの（2）遊休農地の解消について、①現状及び課題についてですが、現状の数字については、令和4年度の数字となっております。課題は昨年度と同様としております。②緑区分の目標については、解消目標面積を遊休農地面積の5分の1とすることとされておりますので、1.2ヘクタールが目標面積となります。黄色区分と前年度に発生したものはありません。

39ページをご覧ください。

(3) 新規参入の促進、①現状及び課題ですが、過去3年間に新規参入はなく、課題としては昨年と同等といたしました。②目標としましては、農地法3条と農地銀行で権利移動した面積を過去3年分算出して、その1割を記入することとなっております。

2、最適化活動の目標、(1)につきましては、令和4年度と同じ13日、最適化活動を行う委員の数は、中立委員を差し引いております。

(2) 活動強化月間の目標設定、(3) 新規参入相談会への参加目標については、昨年同様としております。

以上、よろしく審議お願いいたします。

議 長 ただいま、事務局より議案第4号について内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、山崎委員。

山崎推進委員 事務局説明ありがとうございました。推進委員の山崎です。

令和5年度最適化活動の目標の設定等について、特別審査会で審議されているとのことですので事務局の案に賛成したいと思います。お諮り願います。

議 長 ただいま、山崎委員より原案に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 ご意見ないようであります。

原案に賛成の農業委員の皆さんは挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第4号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

◎報告事項

議 長 続いて、報告事項に移ります。

事務局より報告をお願いします。

事務局 それでは、議案書11ページ、報告事項1から24ページ、報告事項7についてご報告させていただきます。

まず、11ページ、報告事項1 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてですが、相続による所有権移転により2件の届出を受理しました。なお、あっせん希望はありませんでした。

次に、13ページの報告事項2 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出についてですが、14ページ下段に記載のとおり、2月分として畑14件、5,730平方メートルの届出を受理しました。

次に、15ページから18ページ、報告事項3 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出についてですが、18ページに記載のとおり、田4件、3,451平方メートル、畑16件、9,031平方メートル、合計20件、1万2,482平方メートルの届出を受理しました。

次に、19ページ、報告事項4 農地の現況に係る照会に対する回答についてですが、法務局より1件の照会があり、非農地回答をしました。

次に、21ページ、報告事項5 相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付についてですが、記載のとおり、引き続き農業経営を行っている旨の証明書5件を交付しました。

次に、23ページ、報告事項6 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明書の交付についてですが、記載のとおり、故障による買取申出が生じたため、2件の証明書を交付しました。

次に、25ページ、報告事項7 松戸市農業委員会事務局職員の人事についてですが、記載のとおり、人事異動がございました。

事務局からの報告事項は以上です。

議 長 ありがとうございます。

◎閉 会

議 長 以上をもちまして、令和5年4月総会を終了いたします。

閉会 午後 3時44分